

タイトル	中小企業の会社分割におけるハイブリッド証券利活用の会計
著者	倉本，英明
引用	北海学園大学経営論集，8(3/4)：69-88
発行日	2011-03-25

中小企業の会社分割における ハイブリッド証券利活用の会計

倉 本 英 明

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 ハイブリッド証券
 - 第1節 会計上の負債と資本
 - 第2節 ハイブリッド証券の性質と具体例
- 第3章 中小企業の新設型会社分割におけるハイブリッド証券の利活用
 - 第1節 新設型会社分割について
 - 第2節 新設型会社分割を利用した株主構成再構築とハイブリッド証券の利活用
 - 第1項 株主構成再構築の必要性
 - 第2項 ハイブリッド証券の発行手続と会計の設例
 - (1)全部取得条項付種類株式の性質
 - (2)全部取得条項付種類株式の発行手続
 - (3)新設型会社分割の手続
 - (4)甲社株主B氏が保有する甲社種類株式を甲社が取得する手続
 - 第3項 この設例における会計処理
 - (1)甲社の設立当初の甲社株主B氏の会計処理
 - (2)甲社株主B氏の普通株式を種類株式に変更した場合の会計処理
 - (3)新設型会社分割が効力を発生した場合の甲社及び乙社の会計処理
 - (4)甲社株主B氏が保有する甲社種類株式を甲社が全部取得した時の会計処理
- 第4章 発行会社におけるハイブリッド証券の貸借対照表上の表示について
 - 第1節 格付会社における負債と資本の評価
 - 第2節 ハイブリッド証券の発行会社における貸借対照表の貸方区分組替えの必要性
- 第5章 おわりに

第1章 はじめに

わが国には、日本経済新聞に掲載される、いわゆる上場企業や大企業のほかに、数多くの中小企業が存在している。これらの中小企業は、地域に根ざして存在し、雇用の場を創出している。したがって、中小企業こそが、わが国の経済や雇用を支えていると言っても過言ではない。

筆者が、その職業である司法書士として関与する企業は、そのすべてが中小企業である。司法書士には、商業登記に関する手続について代理をする業務がある¹。商業登記とは、一定の営業上の重要事項について公示を義務づけることにより、企業活動の安全と円滑化を図る制度である。そして、会社分割、合併、清算など、会社組織上の重要な手続は、商業登記の完了をもって完結する。司法書士は、登記所へ提出する書類を作成するだけではなく、手続の一連の流れに瑕疵がないかを常に確認し、誤りなく商業登記が完了するようにサポートを行うことも重要な職責である。

総務省の「事業所・企業統計調査」(2006年)によれば、わが国の法人と個人事業所を合わせた企業数のうち、実にその99.7%が中小企業であり、さらに中小企業のうち87%が小規模企業である²。これら中小企業の経営基盤及び財政力は、一般的に脆弱である。なぜなら、中小企業には、大企業が有するような信用力が不足しているからである。

中小企業の資金調達方法には、主に直接金融（例えば、株式、社債、新株予約権の発行）、間接金融（例えば、金融機関からの借入れ）、資産金融（例えば、受取手形の割引）がある³。

直接金融のうち、株式の発行では、多くの場合、譲渡制限付きの普通株式が発行される。しかし、2006年に施行された会社法は、普通株式と内容が異なる9種類の種類株式を規定し⁴、多種多様な内容の組み合わせによる種類株式の発行を可能とした。そして、種類株式や社債などで、負債としての特徴と資本としての特徴を併せ持つものの発行が可能となった。これらは、実務界において「ハイブリッド証券」と呼ばれている。

昨今の経済不況による経営環境の悪化は、中小企業の脆弱な経営基盤を直撃している。そのため、企業の財務内容の改善や株主構成を見直しにより、事業の立て直しや経営基盤の安定化を図らなければならない。筆者はこれを、中小企業の事業再構築を図ることである、と考える。

本論文では、ハイブリッド証券を発行した中小企業の会社分割の設例を通して、中小企業における経営基盤の安定化の方法と、ハイブリッド証券が発行された場合の、発行会社における財務情報の開示のあり方について論じることとする。

第2章 ハイブリッド証券

第1節 会計上の負債と資本

中小企業が直接金融により資金を調達する場合の会計処理を見る。

まず、株式を発行する場合の仕訳は、

（借方）現金×××
（貸方）資本金（純資産の部）×××

となり、発行した株式は純資産の部に表示さ

れる。

また、社債を発行する場合の仕訳は、

（借方）現金×××
（貸方）社債（負債）×××

となり、発行した社債は負債となる。

さらに、新株予約権を発行する場合は、新株予約権を有償で発行するか無償で発行するかにより仕訳が異なる。

有償で発行する場合の仕訳は、

（借方）現金×××
（貸方）新株予約権（純資産の部）×××

となり、発行した新株予約権は資本となる⁵。

一方、従業員等に報酬として付与するストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する場合は、ストック・オプションの公正な評価額を計算して合理的な方法で対象事業年度に配分し、費用計上をする⁶。この場合の仕訳は、

（借方）株式報酬費用×××
（貸方）新株予約権（純資産の部）×××

となる。

会計上の「負債」は、他の企業や個人に対する現在の支払い義務を具体化したものであり、将来の一定の時点に資産の譲渡によって決済され、企業の資産を減少させるような経済的便益の犠牲といえる⁷。その経済的便益の犠牲の大部分は法律上の債務である⁸。例えば、借入金、買掛金、支払手形、社債などが挙げられる。また、法律上の債務ではないが、適正な期間損益計算を行うために計上される修繕引当金のような経済的負担も負債と呼ばれる。

一方、会計上の「資本」は、いろいろな意味で用いられる抽象的な概念であるが⁹、通

常は、企業の総資産額のうち株主に帰属する部分（自己資本、正味資産、株主持分、株主資本ともいう）を指す。

第2節 ハイブリッド証券の性質と具体例

以上のように、発行された有価証券は、通常は明確な「負債」あるいは「資本」としての性格を有する。しかし、それらの有価証券の中には、形式的には「負債」あるいは「資本」であるが、実質的にはその両方の性質を有しているものがある。そのような有価証券は「ハイブリッド証券」と呼ばれ、格付会社や証券会社では一般的な用語となっている。

ハイブリッド証券の特徴は、

- ①償還期限の定めがないか、定めがあってもかなり長いこと、
 - ②ハイブリッド証券を発行する会社の財務力が低下した場合などに、株式配当や社債利息の支払いを停止することができること、
 - ③発行会社が、会社を解散して清算をするようになった場合、清算配当の支払順位が一般社債よりも劣後すること¹⁰、
- などの条件が、1つ或いは複数入っていることである¹¹。

上記の要件を満たす証券の代表例として、次のものが挙げられる。

- 劣後債。これは、発行会社の清算時に発行会社に対する一般債権者への債務を弁済し、その後、発行会社に残余財産がある場合に弁済される旨の規定がある社債である。
- 永久債。これは、一定期間経過後に満期を迎え元本が償還される有期社債に対し、元本償還の規定がなく、発行会社が存続する限り永久に利息が支払われる社債である。
- 転換社債型新株予約権付社債。これは、発行会社に対して行使することで、当該発行会社の株式の交付を受けることがで

きる権利である新株予約権が付された社債のうち、この社債部分を新株予約権の行使の際の出資の目的とする社債であり、旧商法における「転換社債」である。

- 優先株式。これは、議決権が制限されているかわりに、普通株式よりも優先して剰余金の配当を受けることができる株式である。
- 取得条項付株式。これは、発行会社に一定の事由が生じた場合に、発行会社が取得できる旨の定めがある株式のうち、取得の対価として、発行会社が発行する他の株式が交付されるものであり、旧商法における「強制転換条項付株式」である。
- 優先出資証券。これは、金融機関が自己資本の充実を図るため、出資者である会員以外の不特定の投資家から広く出資を募る目的で発行される証券で、通常の総会における議決権がないかわりに優先配当権があるものである。

第3章 中小企業の新設型会社分割におけるハイブリッド証券の利活用

第1節 新設型会社分割について

中小企業において、将来にわたる経営の安定と後継者へのスムーズな経営承継のための、いわゆる前向きな事業再構築には、事業内容の再構築と株主構成の再構築が考えられる¹²。そして、その手法として最も柔軟性が高いものは、会社分割である。そして、その会社分割には、「新設型会社分割」と「吸収型会社分割」の2つの方法がある¹³。

新設型会社分割は、分割を予定している会社（本論文では、これを「甲社」と呼ぶ。）が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、新たに設立した会社（本論文では、これを「乙社」と呼ぶ。）に承継させるものである¹⁴。

一方、吸収型会社分割は、分割会社が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を、既存の他の会社に承継させるものである¹⁵。

これらを自然人である人間に例えると、新設型会社分割は「親から子が生まれる」ことであり、吸収型会社分割は「成人した子が配偶者を見つけて結婚する」ことといえよう。

第2節 新設型会社分割を利用した株主構成再構築とハイブリッド証券の利活用

第1項 株主構成再構築の必要性

1990年の商法改正以前は、株式会社の設立にあたり発起人¹⁶が7人以上必要であった¹⁷。したがって、この要件を満たすため、特に中小企業においては、親族のほか知人に発起人の引受を依頼する事例が数多くあった。このため、会社の運営方針や事業の展開方法に関し、株主の間で意見が相違する可能性が高まった。

また、株主の死亡により相続が開始すると、遺産分割が完了するまでは法定相続人が共同で株式を相続することになる。中小企業の定款に規定されていることが多い「株式の譲渡制限」¹⁸に関する規定も、相続による株式の譲渡の場合には適用されない。このため、会社にとって好ましくない者が新たに株主となることを防止できず¹⁹、株主構成が複雑化した。

このような、1990年の商法改正以前に設立された会社は、未だ数多く現存していることから、上述した状況に陥る危険性を孕んでいた。しかし、2006年に施行された会社法は、会社法制の各種規定を見直し、企業経営に機動性と柔軟性を与えることになる。

中小企業のオーナーである代表取締役社長が経営承継を考える場合、後継者に対して安定した経営基盤を承継させるために、株主構成を再構築する必要がある。出てくる。

以下では、具体的な設例により、新設型会

社分割におけるハイブリッド証券利活用の方法とその会計処理について論じることとする²⁰。

第2項 ハイブリッド証券の発行手続と会計の設例

【設例】

甲社は、発行済株式総数1,000株、資本金2,000万円の中小企業であり、株主構成、持株数、株式の種類及び持株比率は次のとおりである。なお、すべての株式に譲渡制限が付されている。

株主構成	属性	種類及び持株数	持株比率
甲社株主A	代表取締役	普通株式 750株	75%
甲社株主B	A株主の知人	普通株式 250株	25%

なお、甲社株主B氏は、甲社設立当時の株主A氏の知人である。前述した旧商法下における発起人の員数規制のため、甲社の設立当時、A氏が発起人を依頼した。A氏とB氏との関係も良好であった。

甲社は、主にX事業及びY事業を営んでいる。A氏は、甲社の主力事業をX事業に集約したいと考えているが、B氏はY事業を推進したいと考えており、意見が分かれつつある。

したがって、A氏は将来発生するかもしれない紛争のリスクを管理し、A氏の後継者にスムーズに事業を承継させるため、甲社にはX事業を営ませ、A氏だけが株主となること、さらに、甲社を分割して乙社を設立し、Y事業を乙社に移して、B氏だけが株主となることのできるような準備をしたい。

この準備のために、どのような手続をとればよいだろうか。

上記の設例に対し、甲社に提案できるシナリオは次のとおりである。すなわち、甲社が、

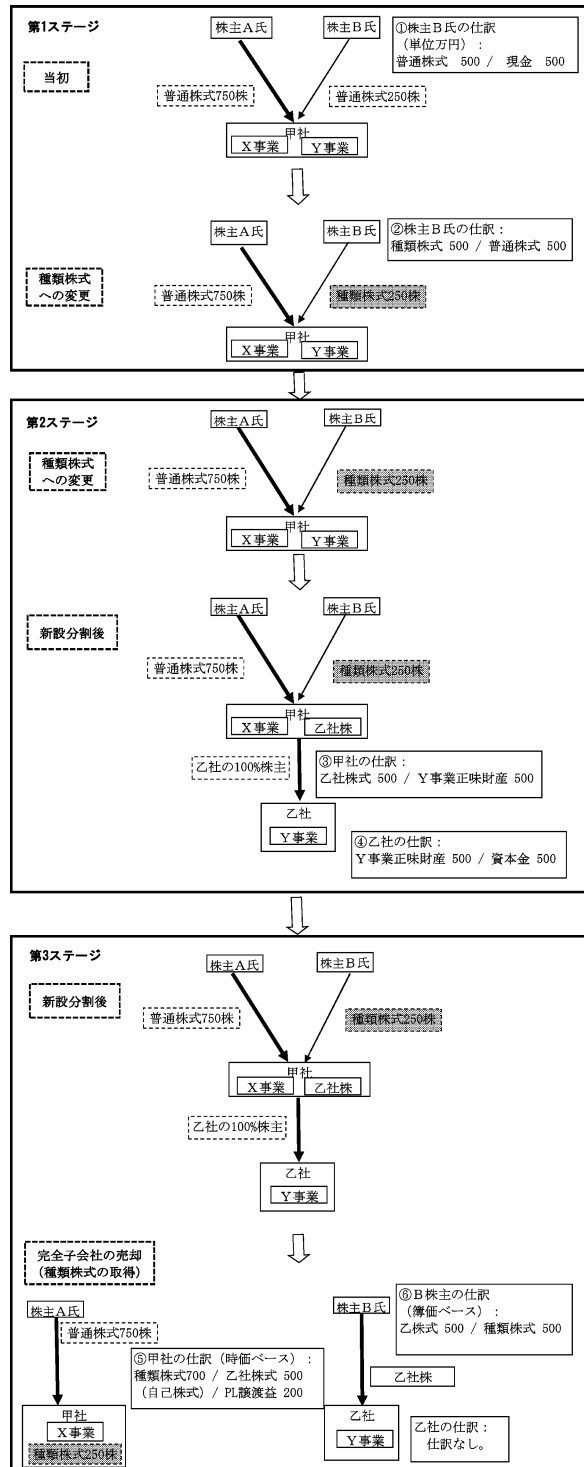
甲社株主B氏の保有する甲社の普通株式を「全部取得条項付種類株式」というハイブリッド証券に変更する
 手続を行うこと(第1ステージ)、
 甲社のX事業とY事業を分離するために新設型会社分割の手続を行うこと(第2ステージ)、甲社株主B氏の保有する甲社種類株式の全部を甲社が取得する手続を行うこと(第3ステージ)、である。

以下では、この種類株式の性質を検討するとともに、新設型会社分割の具体的な手続を通して、ハイブリッド証券の利活用の方法及びその会計処理について論じることとする。
 はじめに、この設例における手続の一連の流れを図解する(【図表1】)。

(1)全部取得条項付種類株式の性質
 このシナリオで発行する全部取得条項付種類株式とは、発行会社がその種類の株式の全部を強制的に取得することができる内容の種類株式である²¹。ここで、この株式がハイブリッド証券に該当するかについて検討する。

この株式は、発行会社の株主総会における特別決議(原則として、議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる賛成で成立する決議)により、発行会社がこの種類株式の全部を取得することができるものである²²。つまり、この種類株式の株主にとっては、元本が中途償還される場合がありうるということで、条件付の満期が付されていることを意味する。一方、発行会社にとっては、元本返済の義務が発生することを意味する。

【図表1】設例の手続きに関する一連の流れ



したがって、この種類株式は、発行会社にとっては、負債である「社債」に類似することから、ハイブリッド証券に該当するといえる。

(2)全部取得条項付種類株式の発行手続

続いて、このシナリオで発行する全部取得条項付種類株式を発行するための実際の手続について論じる。

種類株式を発行するには、株主総会の決議により定款の変更を行い、定款にその旨を規定する必要がある²³。

株主総会を招集するには、株主総会の日の2週間前²⁴までに、取締役が株主に対して招集通知を送付することとされている²⁵。

次の【図表2】は、甲社の株主総会の招集通知（案）の例である。この招集通知（案）により、甲社がどのように定款を変更しようとしているかの概要がわかるのである。

さらに、【図表3】は、この招集通知（案）を受けて開催される予定の株主総会における、各議案についての具体的内容を表した議事録（案）の例である。

【図表2】甲社の株主総会の招集通知（案）の例

株主各位	平成○年○月○日
	札幌市北区○○□条□丁目△番△号
	甲 株式会社
	代表取締役 A
第○回 臨時株主総会招集ご通知（案）	
拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。	
さて、第○回臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。	
敬具	
記	
1. 日時 平成○年○月○日（○曜日）午前10時	
2. 場所 札幌市北区○○□条□丁目△番△号 当会社 本店会議室	
3. 株主総会の目的事項	
決議事項	
第1号議案 種類株式発行のための当会社の定款変更の件	
第2号議案 当会社の株主B氏の保有する普通株式を種類株式に変更する件	
第3号議案 当会社のY事業部門を承継させるために乙株式会社を新設するための分割計画承認の件	

（出典）三菱UFJ信託銀行証券代行部編『新株主総会実務なるほどQ&A〈平成20年版〉』（筆者修正加筆）。

【図表3】甲社の株主総会議事録(案)の例

臨時株主総会議事録(案)	
平成○年○月○日午前10時、当会社本店会議室において臨時株主総会を開催した。	
株主の総数	2名
発行済株式の総数	1,000株
自己株式の数	0株
議決権を行使することができる株主の総数	2名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	1,000個
出席した当該株主の数(委任状による出席を含む)	2名
出席した当該株主の有する議決権の数	1,000個
出席取締役	A(議長兼議事録作成者)
以上のとおり出席があったので、代表取締役Aは議長席につき、開会を宣するとともに下記議案の審議に入った。	
第1号議案 種類株式発行のための当会社の定款変更の件	
議長は、当会社が種類株式を発行するため、定款に下記の通り第7条及び第8条を新設し、第7条以下条数を繰り下げたい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。そして、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。	
記	
(発行可能株式総数)	
第7条 当会社の発行可能株式総数は、普通株式4,000株、種類株式1,000株とする。	
(種類株式)	
第8条 当会社は、株主総会の特別決議によって、種類株式の全部を取得することができる。	
2 当会社が種類株式の取得と引換えに交付する対価の価額は、当該決議時の当会社の財務状況を踏まえて定める。	
第2号議案 当会社の株主B氏の保有する普通株式を種類株式に変更する件	
議長は、当会社の株主B氏が保有する普通株式250株全てを、当会社の定款第8条に規定する種類株式に変更したい旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。	
第3号議案 当会社のY事業部門を承継させるために乙株式会社を新設するための分割計画承認の件	
議長は、別紙「分割計画書(案)」記載の内容により会社分割をしたい旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。	
以上をもって議事を終了したので、午前10時30分議長は閉会を宣するとともに、以上の議事を明確にするため、議長及び出席取締役は次に記名押印する。	
平成○年○月○日	
甲株式会社 臨時株主総会	
議長兼出席取締役 A (印)	

(出典) 青山修『株式会社・特例有限会社 登記用議事録作成の手引』(筆者修正加筆)。

以下では、このシナリオにおける株主総会での各議案の内容を検討する。

①種類株式を発行するための定款変更手続

甲社は、種類株式を発行できるようにするため、株主総会に第1号議案を提出し、定款の変更を行わなければならない。

【図表3】のうち、株主総会第1号議案の抜粋

第1号議案 種類株式発行のための当会社の定款変更の件

議長は、当会社が種類株式を発行するため、定款に下記の通り第7条及び第8条を新設し、第7条以下条数を繰り下げたい旨を述べ、その理由を詳細に説明した。

そして、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

(発行可能株式総数)

第7条 当会社の発行可能株式総数は、普通株式4,000株、種類株式1,000株とする。

(種類株式)

第8条 当会社は、株主総会の特別決議によって、種類株式の全部を取得することができる。

- 2 当会社が種類株式の取得と引換えに交付する対価の価額は、当該決議時の当会社の財務状況を踏まえて定める。

②甲社株主B氏の保有する普通株式を種類株式に変更する手続

次に、甲社は、甲社株主B氏の保有する普通株式を種類株式に変更するため、株主総会に第2号議案を提出し、定款の変更を行わなければならない。

【図表3】のうち、株主総会第2号議案の抜粋

第2号議案 当会社の株主B氏が保有する普通株主を種類株式に変更する件

議長は、当会社の株主B氏が保有する普通株式250株全てを、当会社の定款第8条に規定する種類株式に変更したい旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

この手続は、会社法に規定がない。しかし、前記「①種類株式を発行するための定款変更手続」における手続に準じ、株主総会の決議²⁶により変更が可能である。

この結果、甲社の商業登記簿における「発行済株式の総数並びに種類及び数」欄に「種類株式250株」が登記されることになり、同時に、現在登記されている発行済の普通株式数1,000株が250株減少し、750株に変更登記されることになる。

(3)新設型会社分割の手続

次に、新設型会社分割の手続について論じる。この分割を行うためには、株主総会において分割計画が承認されなければならない²⁷。

【図表3】のうち、株主総会第3号議案の抜粋

第3号議案 当社のY事業部門を承継させるために乙株式会社を新設するための分割計画承認の件

議長は、別紙「分割計画書(案)」記載の内容により会社分割をしたい旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

ここで、この議案で承認予定の「分割計画書(案)」の例と、分割計画書第5条の「承継権利義務明細書(案)」の例を以下に掲げる。

【図表 4】 甲社の株主総会で承認予定の分割計画書(案)の例

分割計画書(案)

甲株式会社(以下「甲社」という。)は、その事業の一部を承継させるため、乙株式会社(以下「乙社」という。)を会社分割により新たに設立するにあたり、以下のとおり分割計画書を作成する。

(分割の方法)

第1条 甲社は、Y事業を承継させるために新設型会社分割を行ない、乙社を新たに設立する。

(分割により設立する乙社の定款に関する事項)

第2条 乙社の定款は、【別紙1】のとおりとする(【別紙1】は記載省略)。

なお、乙社の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店所在地 札幌市豊平区〇条〇丁目〇番〇号

(分割に際して発行する株式の種類及び数)

第3条 乙社は新設型会社分割に際し、甲社に対して普通株式250株を発行し、全て甲社に対してこれを割当交付する。

(乙社の資本金及び準備金の額)

第4条 乙社の資本金の額は金500万円とし、資本準備金、利益準備金、資本剰余金、利益剰余金及び分割交付金はいずれもゼロとする。

ただし、分割の効力発生日前日における甲社の資産及び負債の状況により、これを変更することができる。

(分割によって乙社が甲社から承継する権利義務)

第5条 乙社は、分割の効力発生日をもって、甲社から【別紙2】「承継権利義務明細書(案)」記載のとおり権利義務を承継する。

(乙社の取締役の氏名)

第6条 乙社の最初の取締役は、次のとおりとする。

取締役 A

(出典) 今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第5版〕』(筆者修正加筆)。

以下では、この分割計画書（案）において重要な、ハイブリッド証券の発行、資本金の処理、承継する権利義務（いわゆる正味財産）について論じることとする。

①分割計画書（案）第3条の、分割に際して発行する株式の種類及び数

本設例の新設型会社分割では、甲社が乙社に承継させるB事業の対価として乙社が甲社に交付できるのは、株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債に限定されている²⁸。この株式や社債には種類株式や転換社債型新株予約権付社債などのハイブリッド証券が含まれる。

分割計画書（案）第3条では、乙社が甲社へ交付する対価は、乙社の普通株式である。もっとも、対価をハイブリッド証券とすることも可能である。これにより、財務状況や経済環境の変化に対応した、機動的な事業戦略を設計することができる。

②分割計画書（案）第4条の、乙社の資本金及び準備金の額

本設例のように、甲社単独で新設型会社分割を行う場合で、乙社の対価を甲社の株主に交付する場合における乙社の資本金及び準備金の額の算定方法は、会社計算規則49条及び50条が規定している。

同規則49条は、乙社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の総額が、甲社のB事業対象財産の分割直前の帳簿価額を基礎として算定する旨を規定している。

また、同規則50条は、乙社の対価の全部を甲社の株主に対して交付する場合で、甲社の新設分割直前の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の全部又は一部を引き継ぐものとして計算することが適切である場合、乙社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額を甲社のそれらの額とすることが出来る旨を規定している。

設例では、甲社のY事業対象財産を500万円とし、その全額を資本金とした。乙社の株式は甲社の株主に対してではなく甲社に対して交付されるので、同規則49条が適用され、この資本金は、甲社のB事業対象財産の帳簿価額を基礎として算定することになる。

③分割計画書（案）第5条の、本件分割によって乙社が甲社から承継する権利義務

分割計画書（案）第5条は、乙社が甲社から承継する権利義務等を明らかにしたもので、分割計画において最も重要な項目である。具体的には、【図表5】「承継権利義務明細表（案）」にあるとおり、Y事業に関して乙社が承継する資産、負債、契約上の地位、雇用契約等が該当する。

「資産及び負債」の額の算定については、上記②で述べたとおりである。

「承継する契約上の地位」に関しては、分割の効力発生を停止条件²⁹とする契約当事者の変更契約を分割の効力発生日前に締結することになる。「労働契約上の権利義務」では、甲社における労働者で乙社へ転籍する者との事前協議が義務づけられている³⁰。なお、この事前協議の成立は会社分割の成立要件ではないが、会社が協議義務違反を犯した場合は、分割手続の瑕疵となるので、注意が必要である。

(4)甲社株主B氏が保有する甲社種類株式を甲社が取得する手続

上記の手続きにより、甲社から乙社を会社分割した後、甲社株主B氏は、Y事業を推進したいとの意向が強くなったとする。

このため、甲社の代表取締役A氏は、あらためて株主総会を開催し、甲社株主B氏が保有する甲社の種類株式を甲社が全て取得する旨の決議³¹を行った。

この決議では、甲社種類株式の取得対価として、甲社が保有している乙社株式を甲社株

【図表 5】分割計画書(案)のうち、第 5 条「承継権利義務明細表(案)」の例

【別紙 2】

承継権利義務明細表 (案)

1. 資産及び負債

本件分割によって、乙社は甲社から、分割の効力発生日における本件事業に関する資産、負債及びこれらに附帯する一切の権利義務を承継する。

なお、資産及び債務の評価については、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在の貸借対照表を計算の基礎とし、これに分割の効力発生日までの増減を加除して確定する。

(1)資産(本件事業に関連する一切の資産)

①流動資産

I 現金・預金 2,500,000 円

(内訳) 現金 2,000,000 円

預金 500,000 円

(〇〇銀行××支店の普通預金、口座番号 123456)

II 棚卸資産 500,000 円

(内訳) 商品〇△ 250,000 円

商品□△ 250,000 円

②有形固定資産

機械器具 3,500,000 円

(内訳) パソコン(〇〇社製、製造番号×××) 500,000 円

インクジェットプリンタ

(〇〇社製、製造番号×××) 1,000,000 円

サーバー

(〇〇社製、製造番号×××) 2,000,000 円

(2)負債

①買掛金 500,000 円

(内訳) 〇〇商事分 250,000 円

△△産業分 250,000 円

②借入金(〇〇銀行××支店からの借入金のうち、本件事業に関するもの)
1,000,000 円

(3)承継する契約上の地位

①本件事業に関して締結した、甲社と〇〇商事との継続的売買契約

②本件事業に関して締結した、甲社と□□事務機との事務用機器のリース契約

③その他、本件事業の継続に必要な一切の契約

2. 労働契約上の権利義務

分割にかかる事業に従事する従業員のうち、分割の効力発生日に在籍する者を乙社が引き継ぎ、労働契約上の権利義務の一切を承継する。なお、甲社における勤続年数は乙社における年数に通算する。

(出典) 今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式(第 5 版)』(筆者修正加筆)。この権利義務明細表の見本は、財産目録に相当するものである。

主B氏に交付する旨及び甲社が種類株式を取得する日を決定する。

そして、乙社の株主がB氏になった後、乙社の取締役をA氏からB氏へ変更することで、乙社はB氏の完全支配下に入ることになる。さらに、甲社と乙社の資本関係も解消することになり、甲社と乙社は完全に独立したことになるのである。

第3項 この設例における会計処理

本項では、本設例の手続に関する会計処理を、甲社、乙社及び甲社株主B氏の立場から検討することにする。

(1)甲社の設立当初の甲社株主B氏の会計処理

本設例では、資本金2,000万円のうち25%を甲社株主B氏が出資しているの、B氏が出資した時のB氏個人の会計処理は、次のようになる（第1ステージ①）。

(借方) 甲社普通株式 5,000,000
(貸方) 現金 5,000,000

(2)甲社株主B氏の普通株式を種類株式に変更した場合の会計処理

本設例で、甲社株主B氏の普通株式を種類株式に変更した。この場合のB氏の会計処理は、次のとおりである（第1ステージ②）。

(借方) 甲社種類株式 5,000,000
(貸方) 甲社普通株式 5,000,000

(3)新設型会社分割が効力を発生した場合の甲社及び乙社の会計処理

本設例では、甲社を新設型会社分割して乙社を設立した。この場合の甲社及び乙社における会計処理は、次のとおりである（第2ステージ③）。

まず、分割元会社である甲社においては、

(借方) 買掛金 500,000
借入金 1,000,000
乙社株式 5,000,000
(貸方) 現金・預金 2,500,000
棚卸資産 500,000
機械・装置 3,500,000

となる。

甲社の会計処理は、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号）19項⁽¹⁾³²及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）260項³³、同226項³⁴により処理される。

一方、新設会社である乙社においては、

(借方) 現金・預金 2,500,000
棚卸資産 500,000
機械・装置 3,500,000
(貸方) 買掛金 500,000
借入金 1,000,000
資本金 5,000,000

となる（第2ステージ④）。

乙社の会計処理は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）41項³⁵及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）261項³⁶、同227項³⁷により処理される。

(4)甲社株主B氏が保有する甲社種類株式を甲社が全部取得した時の会計処理

本設例で新設型会社分割の手続が完了して甲社と乙社ができた後、甲社は、株主総会の決議により、甲社株主B氏が保有する甲社種類株式の全部を取得することにした。この場合における甲社及び甲社株主B氏の会計処理を考える。

まず、甲社の会計処理である。甲社株主B氏が保有する甲社種類株式の価額が乙社株式と同じ価額であれば、甲社の会計処理は、

(借方) 甲社種類株式 5,000,000
(自己株式)
(貸方) 乙社株式 5,000,000

となる。

しかし、時間の経過により、甲社種類株式の価額が乙社株式の価額よりも高くなった(例えば、甲社種類株式の価額が7,000,000になった。)場合、甲社の会計処理は、

(借方) 甲社種類株式 7,000,000
(自己株式)
(貸方) 乙社株式 5,000,000
株式譲渡益 2,000,000

となろう(第3ステージ⑤)。

一方、甲社株主B氏の会計処理であるが、B氏個人としては、甲社種類株式と乙社株式は簿価ベースの等価交換と考えられるので、その会計処理は、

(借方) 乙社株式 5,000,000
(貸方) 甲社種類株式 5,000,000

となろう(第3ステージ⑥)。

第4章 発行会社におけるハイブリッド証券の貸借対照表上の表示について

第1節 格付会社における負債と資本の評価

格付は、米国において、債権者や投資家が債務者や投資先に対し、より精度の高い信用リスク情報を獲得したいというニーズに応えるため、信用調査会社による「商業貸付(銀行ローン等)格付」や「債券格付」として始

まった。また、世界的に社債などの証券によるファイナンスが広がり、世界各国の証券市場において投資情報としての格付情報が必要となったため、金融市場の中心である米国の格付システムが世界に広がった³⁸。

日本では、従来、金融商品取引法に基づく開示制度等において利用される格付機関を明らかにするために、金融庁長官がその格付実績、人的構成、組織、格付の方法及び資本構成その他発行者からの中立性に関する事項等を勘案して有効期間を定めて指定する「指定格付機関制度」³⁹を採用していた。しかし、金融商品取引法等の一部を改正する法律⁴⁰の施行(2010年4月1日)により、信用格付業者制度が創設され、信用格付業を行なおうとする者はその登録を行うことが必要となった。なお、2010年12月17日現在でこの登録を行っている業者は、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズSFジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の6社である。

格付会社がハイブリッド証券を評価する場合、原則としてその資本性に着目する。なぜなら、ステークホルダー(債権者、従業員、株主など会社に対して各種の権利を有する関係者)にとって、発行会社の資本が彼らの権利実現のための担保の役目を果たすからである。普通株式は、発行会社の信用力という観点から見れば、最善の資金調達手段である。

普通株式が有する一般的性質として、

- ①元本の償還について期限の定めがなく、返済の義務がないこと、
 - ②利息や配当の支払いが義務ではないこと、
 - ③発行会社の経営破綻時における残余財産分配請求権の順位が最劣後であること、
- があげられる。

したがって、ハイブリッド証券の内容が①

から③の性質に近ければ近いほど資本性が高いという評価となり、証券の格付が高くなる。

普通株式が有する①から③の性質と、ハイブリッド証券が有する性質との類似性は、以下の観点から評価される。

(ア)元本の償還につき満期や返済義務がないこと

ハイブリッド証券の償還期間が永久であることが、最も望ましい性質である。満期がなければ、発行会社にとって財務設計の自由度が大きくなる。そのため、満期の規定が設定されることは、資本性の評価にはマイナスとなるが、償還期間が超長期の場合には、通常の債券や借入金よりも普通株式に近い評価が与えられよう。

なお、償還期間が永久又は超長期のハイブリッド証券であっても、発行会社による強制償還条項及び同条項の行使期限以降に配当や金利が自動的に引き上げられるステップアップ条項が付いている場合や当初の調達コスト水準が高い場合は、利息や配当が普通社債や普通株式よりも高いため、発行会社はハイブリッド証券を早期に償還させたいと考える。投資家も、強制償還リスクが高い投資から原本を早期に回収したいと考えるから、発行会社と投資家のニーズが一致する。この場合の資本性の評価は低くなる。

一方、転換社債⁴¹や強制転換条項付株式⁴²などの、普通株式への転換条項が付されているハイブリッド証券は、普通株式へ転換されることにより当該証券の満期がなくなるため、転換の可能性が極めて高い場合には普通株式との類似性は非常に高く、資本性の評価も高くなる。この場合、普通株式への転換の可能性を判断する要件としては、転換が投資家にとって強制的なものか任意的なものか、株価と比べた転換価格の水準、転換までの期間等が挙げられる。

(イ)利息や配当の支払いが義務ではないこと
普通株式には、会社法及び会社計算規則により剰余金の分配に規制があり⁴³、分配財源が不足の場合には、配当が強制的に停止又は減額される。ただし、分配財源が充足している場合でも、配当の停止又は減額は発行会社の任意であるし、配当の不払いは法律上デフォルトとはならない。つまり、普通株式は、配当の支払いに関し、発行会社の財務状況の悪化が小さい段階でも現金支出を任意に抑制できるという財務上の柔軟性や配当の不払いがデフォルトを構成しないという法律上のデフォルト回避機能を有するといえる。

多くのハイブリッド証券には、上記の理由から、利息や配当の支払いを繰り延べることができる旨の条項が規定されている。この場合、繰延事由の発生によって強制的に繰り延べられるのか或いは発行会社の任意で決定されるのか、繰り延べられた利息や配当が次期以降に累積するのかわからないのか、などの設計内容により資本性の評価が異なる。繰延事由の発生により強制的に繰り延べられ、繰り延べられた利息や配当が次期以降に累積しない内容の場合、資本性が高いと評価され、格付が上がる。

(ロ)発行会社の経営破綻時における残余財産分配請求権の順位が最劣後であること

普通株式は、発行会社が破綻した場合における残余財産分配請求権は最劣後である⁴⁴。発行するハイブリッド証券に本請求権の劣後性が規定されていれば、発行会社の経営破綻時に他のシニア債権者（格付の高い債権を有する債権者）の債権回収の可能性を高くするため、発行会社にとって資本性が高いものと評価される。したがって、本証券の格付も高くなる。

ハイブリッド証券が有する上記(1)から(3)の性質に鑑み、各格付会社は独自の手法で評価・格付を行っている。

第2節 ハイブリッド証券の発行会社における貸借対照表の貸方区分組替えの必要性

第1節では、ハイブリッド証券がその内容により資本性の評価が決定されることを述べた。本節では、中小企業の会計が上場企業の会計基準とは異なり柔軟性を有していることから、資本性の評価を踏まえた、ハイブリッド証券の貸借対照表における表示の方法を考えてみたい。

各種ハイブリッド証券が有している資本性は、あくまでも各証券の内容や性質をもとにして格付会社が評価した結果である。したがって、発行会社が実際にハイブリッド証券を発行した場合、当然貸借対照表に当該証券を表示する。この場合、以下の基準等に基づいて行っている。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する

会計基準」(企業会計基準第5号、企業会計基準委員会)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号、同上)

「中小企業の会計に関する指針」(日本税理士会連合会ほか)

しかし、これまで述べてきたとおり、ハイブリッド証券は負債の性質と資本の性質をあわせ持っている。したがって、発行会社は、発行したハイブリッド証券を形式的に負債の部や純資産の部に記載するのではなく、その性質と内容を斟酌して記載すべきである。以下、試案を述べる。

①格付会社が分析する資本性を利活用する。

格付会社は独自の基準により、証券の資本性をランク付けしている。例えば、日本格付研究所では、以下のように分類している。

【図表6】日本格付研究所におけるハイブリッド証券の分類

資本性	分析時の目安	該当例
債務同等	0	・ 期限付き、利息・配当繰延不可の劣後債
低	25	・ 超長期／永久、コール可能、金利・配当ステップアップ、利息・配当繰延可能（任意繰延条項のみ）の劣後債／優先証券／優先株
中	50	・ 超長期／永久、コール可能、金利・配当ステップアップ、リプレースメント表明あり、利息・配当繰延可能の劣後債／優先証券／優先株
高	75	・ 超長期／永久、コール不可、配当繰延可能（強制繰延・非累積）の優先証券／優先株 ・ 3年以内の強制転換条項付の優先株（非累積）
普通株	100	

(出典) 日本格付研究所「ハイブリッド証券の資本性の評価について」(2006年9月1日付 News Release)。

また、格付投資情報センターでは、以下の
ように分類している。

【図表7】格付投資情報センターにおけるハイブリッド証券の分類

	資本性の目安	ハイブリッド証券の例
	0	普通社債
クラス1	10	超長期劣後債／優先株（コールオプションつき） 利息／配当は累積して繰り延べ可能
クラス2	30	永久劣後債／優先株（コールオプションつき） 利息／配当は累積して繰り延べ可能
クラス3	50	永久劣後債／優先株（コールなし）。利息／配当は累積して繰り延べ可能
クラス4	70	優先株（コールなし）。配当は非累積で強制停止
クラス5	90	3年以内強制転換権付優先株。配当は非累積で強制停止
	100	普通株式

（出典）格付投資情報センター「ハイブリッド証券の資本性の評価と格付の視点」。

ここで、コールオプション（強制繰上償還権）なしの永久劣後債は、貸借対照表において固定負債欄に「社債」と記載されていたが、その内容から資本性が高いと認められるので、純資産の部に記載することが認められると考える。

また、転換社債型新株予約権付社債の場合、発行会社の株価が新株予約権の行使価格よりも上がっていれば、新株予約権行使が行使され、新株が発行されるので、資本性が高くなる。したがって、この場合には純資産の部への記載が認められるであろう。一方、発行会社の株価が新株予約権の行使価格よりも低ければ、新株予約権は行使されず社債のままであるから、資本性は低くなる。したがって、この場合には純資産の部への記載が認められない。

逆に、株主が会社に対し、保有株式の買取を請求することができる権利が付与されている種類株式である「取得請求権付株式」⁴⁵は、買取の対価を金銭や社債などに定めることができる。これは、金銭を借入れたり社債を発

行する事と変わらない。この場合、同株式の負債への記載に変更すべきであろう。

②注記表及び附属明細書を活用すべきである。

注記表及び附属明細書は、財務諸表本体に記載された情報とその実体とのギャップを埋めることを目的とした補完的情報である⁴⁶。

ハイブリッド証券に関し、その内容を貸借対照表に記載された表示だけで明らかにすることは困難なので、注記表及び附属明細書にその詳細な内容を記載すべきである。例えば、社債の利率については、表面利率を記載するだけでなく、社債の発行時における実効利率を併せて記載することで、その内容をさらに詳細に公示することができる。

以上のように、客観的かつ正確な表示により情報の透明性が高まる。その結果、発行会社に対する投資予定者等の利害関係を有するステークホルダーに対する情報提供（ディスクロージャー）の内容の信頼性が増し、発行会社自体の格付が上がることとなる。

第5章 おわりに

以上のとおり、本論文では、まずハイブリッド証券について、その性質と内容を説明した。そして、中小企業における株主構成の再構築の場面において、ハイブリッド証券である全部取得条項付種類株式を利活用すべく、新設型会社分割を行う設例を考え、株主構成の再構築を果たした。さらに、ハイブリッド証券を発行する会社における、発行した証券の貸借対照表への記載について、情報の透明性を確保すべき方法について試案を述べた。

第1章で述べたとおり、わが国は中小企業が支えている。そして、株主があまり多く存在しない閉鎖会社(株式の譲渡制限に関する規定がある会社)こそ、ハイブリッド証券の設計の自由性を活かした事業再構築の可能性が高いといえる。

現在、国際会計基準(IFRS)の適用に関連して、中小企業会計への影響の有無が取りざたされている。ここで筆者は、会計基準の主役が上場企業会計である必要はないと考える。中小企業会計を基準として会計基準を構築し、上場企業会計は中小企業会計をベースにして、一般投資家を中心としたステークホルダーに必要な情報を付加すればよい。

本論文では、新設型会社分割を利用した設例について論じたが、会社分割には前述したとおり吸収型会社分割もある。また、会社分割のどの場面でハイブリッド証券を利活用すれば、中小企業の事業再構築に最も効果的なのかについて、さらに研究する必要がある。

中小企業の会計と中小企業の事業再構築との関係について、さらに研究を深めていく所存である。

注

1 司法書士法3条1項1号

2 中小企業及び小規模企業は、中小企業基本法に

おいて定義されている。同法によれば、中小企業とは、製造業、建設業、運輸業その他の業種(ただし、卸売業、サービス業、小売業を除く)では資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、卸売業では資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人、サービス業では資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人、小売業では資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人とされている(中小企業基本法2条1項)。また、小規模企業とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者とされている(同法2条5項)。

3 武井一浩他編著『資金調達ハンドブック』商事法務、2008年、4頁

4 会社法108条

5 旧商法下では、新株予約権は負債に分類されていたが、会社法施行後は純資産の部に計上されることとされた(会社計算規則76条)。

6 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」4

7 広瀬義州『財務会計(第9版)』中央経済社、2009年、294頁

8 会社計算規則6条1項は、負債の計上については帳簿価額として債務額を付すことを要求しており、ここからも負債は原則として法律上の債務であることが前提であると考えられる(永真生『コンメンタール 会社計算規則・商法施行規則(第2版)』商事法務、2009年、459頁)。

9 たとえば、(1)総資産に対する総資本としての意味、(2)資産から総負債を控除した「純資産の部」としての意味(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準25項)、(3)企業会計上の資本金を意味するとともに会社法上の会社成立時の資本金としての意味(会社法25条1項、会社計算規則76条)などである(広瀬、前掲書、332頁)。

10 会社の清算時には、まず会社債権者に対して弁済を行ない、その後に残余財産がある場合、株主に対して残余財産の割り当てが行われる(会社法502条、504条)。

11 後藤文人・大槻奈那『ハイブリッド証券入門——デットとエクイティとのクロスオーバー』金融財政事情研究会、2008年、2頁

12 なお、財務内容の再構築もあるが、これは会社

更生手続、民事再生手続、破産手続、特別清算手続などの法的整理手続、企業再生ADR、DES、DDSなどの私的整理手続が主となる。

また、第二会社方式と呼ばれる、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定制度もある。これは、財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離して他の会社（第二会社）に承継させる。また、不採算部門は旧会社に残し、特別清算等を行うことにより事業の再生を図る制度である。

- 13 会社法5編3章に規定される。会社法においては、それぞれ「新設分割」「吸収分割」と呼ぶが、本論文ではこれらを分かりやすく「新設型会社分割」「吸収型会社分割」とする。

14 会社法2条30号

15 会社法2条29号

- 16 株式会社設立の企画者として、一方で自ら株式を引き受け株主にならなくてはならず、他方で設立事務を執行し会社を設立しなければならない責務を負う。設立中の会社の原始的構成員であるとともにその執行機関としての性格を有する（『法律学小辞典第4版補訂版』有斐閣、2010年）。

- 17 1990年改正前商法165条。なお、1990年の改正後は、発起人は1人で足り、現行の会社法においても同様である。

18 1990年改正前商法204条ノ2

- 19 会社法では、相続により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができることとした（会社法174条）。

- 20 中小企業の具体的事例は、上場企業のように公表されることは無い。しかし、筆者は、司法書士としての実務上の経験を基にして設例を示している。

21 会社法108条1項7号

22 会社法171条1項、同法309条2項3号

- 23 会社法108条2項、同法309条2項11号。株主総会の特別決議が必要である。

- 24 なお、定款で、株式の譲渡制限を定めている会社は、この期間を1週間に短縮することができる（会社法299条1項）。

- 25 会社法298条、同法299条。なお、同法300条は、株主全員の同意がある場合、招集の手続きを省略できる旨を定めている。

- 26 この株主総会は、種類株式発行会社となった甲社において、種類株主となった普通株主が構成員となる種類株主総会を兼ねることになる（会社法

111条2項参照）。

- 27 会社法309条2項12号、会社法762条以下。

株主総会の特別決議が必要である。

- 28 会社法763条6号及び8号

- 29 法律行為の効果の発生が将来発生するかどうか不確実な事実にかかっている場合をいう（『法律学小辞典第4版補訂版』有斐閣、2010年）。

- 30 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律2条、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則4条

- 31 会社法171条1項、同法309条2項3号。株主総会の特別決議が必要である。

- 32 同項(1)は、個別財務諸表上、移転損益は認識せず、当該分離元企業が追加取得した分離先企業の株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定する、と規定する。

- 33 同項は、単独新設分割により子会社を設立した場合の新設分割会社（親会社）の会計処理は、会社分割により親会社が子会社に事業を移転する場合の親会社（吸収分割会社）の会計処理に準じて処理する、と規定する。

- 34 同項は、親会社が会社分割により追加取得する子会社株式の取得原価は、移転事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するので、当該会社分割により移転損益は生じない、と規定する。

- 35 同項は、共通支配下の取引により企業集団内を移転する資産及び負債は、原則として、移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上する、と規定する。

- 36 同項は、単独新設分割により子会社を設立した場合の新設分割設立会社（子会社）の会計処理は、会社分割により親会社が子会社に事業を移転する場合の子会社（吸収分割承継会社）の会計処理に準じて処理する、と規定する。

- 37 同項(1)は、子会社が親会社から受け入れる資産及び負債は、企業結合会計基準第41項により、分割期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上する、と規定する。

- 38 黒沢義孝『格付会社の研究』東洋経済新報社、2007年、2頁

- 39 企業内容等の開示に関する内閣府令1条13号の2

40 平成21年法律第58号

- 41 旧商法における転換社債は、会社法では、新株予約権付社債についての社債部分を、新株予約権行使の際の出資の目的とするものとして構成され、通常は「転換社債型新株予約権付社債」と呼ばれる。

- 42 旧商法における強制転換条項付株式は、会社法では、種類株式の一種である取得条項付株式（会社法108条1項6号）において、株式取得の際の対価として発行会社の他の株式を交付するものとして構成された。
- 43 会社法446条、会社計算規則149条
- 44 会社法502条、同法499条
- 45 会社法107条1項2号、同法108条1項5号
- 46 注記表は会社計算規則3編5章が、附属明細書は同6章がそれぞれ規定している。また、同規則98条8号は「金融商品に関する注記」を規定し、同規則117条は（個別）注記表の内容を補足する重要な事項の表示を義務付けている。

参考文献

《論文》

- 安藤英義「IFRSの影響と中小企業の会計」『季刊会計基準』vol.29（2010.6）
- 池上徹「ハイブリッド証券の定量的な分析枠組みと価格特性についての考察——構造型アプローチによるEquity-Credit Hybrid Derivativesの定量的フレームワークの直感的解釈に向けて——」『証券アナリストジャーナル』2007.3
- 伊藤歩「ハイブリッドで資本負債構造を柔軟化」『金融ビジネス』Winter 2007
- 大杉謙一「種類株式の種類の定め方と権利内容の定め方の制限」『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』（2009年）
- 笠原武朗「全部取得条項付種類株式の意義と利用」『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』（2009年）
- 花立真紀「ムーディーズにおけるハイブリッド証券の分析手法——ツール・キットを用いたハイブリッド証券の評価の枠組み——」『証券アナリストジャーナル』2007.3
- 前田雅弘「種類株式の権利内容の変更手続」『ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ5 会社法の争点』（2009年）
- 三森仁他「会社分割スキームを活用した事業再生」『事業再生と債権管理』No.125（2009年7月5日）
- 山田豊「事業会社のハイブリッド証券 資本性認定、発行を後押し 投資家、利率など条件に注目」『日経公社債情報』No.1561（2006.10.30）

《著書・編著》

- 相澤哲編著『一問一答 新・会社法〔改訂版〕』商事法務，2010年

- 相澤哲編著『Q&A会社法の実務論点20講』金融財政事情研究会，2010年
- 相澤哲他編著『論点解説 新・会社法』商事法務，2006年
- あずさ監査法人『新版 種類株式ガイドブック——完全活用と会計・税務——』清文社，2009年
- 荒井邦彦他編著『改訂版 新株予約権・種類株式の実務——法務・会計・税務・登記——』第一法規，2009年
- 井尻雄士他編『企業行動と情報』同文館出版，1992年
- 今中利昭編集代表『会社分割の理論・実務と書式〔第5版〕』民事法研究会，2010年
- 江川由紀雄『サブプライム問題の教訓 証券化と格付けの精神』商事法務，2008年
- 大久保豊他編著『中小企業「格付け」取得の時代〔第2版〕——中小企業専用「日本SME格付け」の効用とその実際』金融財政事情研究会，2008年
- 大倉雄次郎『最新会計基準の基礎——理論と計算——』税務経理協会，2009年
- 岡本行生『中小企業のM&A 交渉戦略』ダイヤモンド社，2010年
- 金子登志雄他『募集株式と種類株式の実務』中央経済社，2010年
- 金子雅美『徹底解説 種類株式 法務・税務の取扱いと事業承継における活用』清文社，2010年
- 河合保弘他編著『「種類株式プラスα」徹底活用法——経営の可能性を広げる新たな株式制度』ダイヤモンド社，2007年
- 仰星監査法人編著『平成22年1月改訂〈Q&A〉企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務』清文社，2010年
- 近畿税理士会調査研究部編著『平成20年版「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック』清文社，2008年
- 黒沢義孝『格付会社の研究』東洋経済新報社，2007年
- 後藤孝典『〔第5版大刷新〕会社分割』かんき出版，2009年
- 後藤文人・大槻奈那『ハイブリッド証券入門——デットとエクイティとのクロスオーバー』金融財政事情研究会，2008年
- 高沢修一『事業承継の会計と税務』森山書店，2008年
- 武井一浩他編著『資金調達ハンドブック』商事法務，2008年
- 田伏岳人他『会社法実務マニュアル(3)——株式会社運営の実務と書式——株式・種類株式・新株予約

- 権』ぎょうせい，2009年
- 手塚仙夫他『純資産の部の会計と税務』清文社，2007年
- 鳥飼重和他監修『実践企業組織改革① 合併・分割 法務・税務・会計の全て〔五訂版〕』税務経理協会，2009年
- 中嶋克久他『種類株式・新株予約権の活用法と会計・税務』中央経済社，2006年
- 中野百々造『合併・分割の税務——その法務と税務——〔五訂版〕』税務経理協会，2010年
- 新田忠誓他編著『財務情報の利用可能性と簿記・会計の理論』森山書店，2008年
- 野原武夫『ケーススタディによる「純資産の部」の法人税務』税務研究会出版局，2008年
- 中村中『銀行と企業の格付けランクアップ戦略』銀行研修社，2007年
- 平野敦士編著『事業譲渡型・会社分割型の再生手続 Q & A（第3版）』中央経済社，2009年
- 広瀬義州『財務会計（第9版）』中央経済社，2010年
- 藤原総一郎『DES・DDSの実務【改訂版】』金融財政事情研究会，2009年
- 三國仁司『Q & A 格付けの仕組み——“準公共財”としての格付けのゆくえ』金融財政事情研究会，2009年
- 三宅茂久『資本・株式の会計・税務（第2版）』中央経済社，2008年
- 森・濱田松本法律事務所編『新・会社法実務問題シリーズ・9 組織再編』中央経済社，2010年
- 弥永真生『コンメンタール 会社計算規則・商法施行規則〔第2版〕』商事法務，2009年